



議会だより



# かわち

第71号 2023.8.15 発行

河内町農村環境

河内町議会報告会  
午後二時～多目的ホール  
会場

## Contents

- 第2回河内町議会定例会… P2
- 一般質問…………… P6
- 議会報告会…………… P11

議会報告会開催

令和5年

# 第2回河内町議会定例会

6月8日から6月15日までの8日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告10件、条例改正等7件、補正予算1件（修正動議<sup>\*1</sup>あり）、委員会提出議案1件について審議されました。その結果についてお知らせします。

## ◆ 議案の内容と結果 ◆

|       |  | 審議結果<br>(賛成:反対) |
|-------|--|-----------------|
| 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(河内町税条例等の一部を改正する条例)   | 原案承認<br>(9:0)   |
|       | 地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したので、報告し承認を求めるもの          |                 |
| 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例)                                       | 原案承認<br>(9:0)   |
|       | 健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険条例の一部を改正したので、報告し承認を求めるもの   |                 |
| 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(河内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)                                      | 原案承認<br>(9:0)   |
|       | 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、専決処分により河内町国民健康保険税条例の一部を改正したので、報告し承認を求めるもの |                 |
| 報告第4号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和4年度河内町一般会計補正予算(第8号))                                       | 原案承認<br>(9:0)   |
|       | 地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの                               |                 |
| 報告第5号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度河内町一般会計補正予算(第1号))                                       | 原案承認<br>(9:0)   |
|       | 地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月24日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの                               |                 |
| 報告第6号 | 令和4年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告について  | 報 告             |
|       | 地方自治法施行令第145条第1項の規定により、逡次繰越をしたので令和4年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告をするもの                       |                 |
| 報告第7号 | 令和4年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について  | 報 告             |
|       | 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、明許繰越をしたので令和4年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をするもの                     |                 |



|        |  |                             |
|--------|--|-----------------------------|
| 報告第8号  | 令和4年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について   | 報 告                         |
|        | 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、明許繰越をしたので令和4年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をするもの                        |                             |
| 報告第9号  | 令和4年度河内町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について   | 報 告                         |
|        | 地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しをしたので令和4年度河内町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書の報告をするもの                       |                             |
| 報告第10号 | まちづくり河内株式会社に関する経営状況の報告について   | 報 告                         |
|        | 町が出資している法人、まちづくり河内株式会社より経営状況の報告があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に提出するもの                       |                             |
| 議案第1号  | 河内町印鑑条例の一部を改正する条例  | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 印鑑登録時に交付する印鑑登録証を書面からカードに変更することに伴い、本条例の一部を改正するもの  |                             |
| 議案第2号  | 河内町議会議員及び河内町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例  | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの   |                             |
| 議案第3号  | 河内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例   | 原案否決<br>(4:5)               |
|        | 職員等が町施設の一部を自動車通勤の駐車場所として利用する際に、使用料を徴収することに伴い、本条例の一部を改正するもの                                 |                             |
| 議案第4号  | 令和4年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 令和4年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるもの                              |                             |
| 議案第5号  | 令和5年度河内町一般会計補正予算(第2号)  | 修正可決 <sup>*2</sup><br>(6:3) |
|        | 歳入歳出予算の総額に242,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,482,882千円とするもの                                     |                             |
| 議案第6号  | 新設認定こども園建設工事変更請負契約について   | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 令和4年6月10日に議決された工事について、変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの    |                             |
| 議案第7号  | 河内町みずほスポーツ施設整備工事請負契約について   | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 令和5年5月12日に一般競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの |                             |
| 議案第8号  | 町有財産(旧金江津中学校)の無償貸付の更新契約について  | 原案可決<br>(9:0)               |
|        | 町有財産(旧金江津中学校)を無償貸付することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの                 |                             |



|                |  |               |
|----------------|--|---------------|
| 委員会提出<br>議案第1号 | 河内町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例                        | 原案可決<br>(9:0) |
|                | 河内町議会議員の定数を2名減の10名とするもの。次の町議会議員一般選挙から適用されることとなります。 |               |

- ※1 修正動議 … 議案の内容に対して、議員は必要に応じて内容を修正することができる。  
議案の修正を行う場合、修正案を添えた「修正動議」を提出することとなる。
- ※2 修正可決 … 原案を一部修正して可決すること。  
議案第5号の審議結果は、修正動議が提出され可決した後に、修正部分を除く原案に対するものです。

|   |   |
|---|---|
| 今回提出された修正動議の内容  | 議案第5号（一般会計補正予算）のうち、かわち夢楽改修工事費の一部を削減するもの   |
| 大きく分けて4つの改修工事（次項参照）の予算が提出されたが、右の2つについては時期尚早として工事を行わないこととし、予算を減額修正したもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>●下屋の拡張工事</li> <li>●展望テラスと外階段部分へのひさし設置工事</li> </ul> |

| 賛否の別れた<br>案件の議決結果 | 山本<br>豊 | 佐川<br>洋司 | 高橋<br>利彰 | 牧山<br>龍雄 | 高橋<br>稔 | 諸岡<br>周示 | 服部<br>隆 | 星野<br>初英 | 大野<br>佳美 | 宮本<br>秀樹 | 結 果  |
|-------------------|---------|----------|----------|----------|---------|----------|---------|----------|----------|----------|------|
| 議案第3号             | ×       | ○        | ○        | -        | ×       | ○        | ×       | ○        | ×        | ×        | 原案否決 |
| 議案第5号に対する<br>修正動議 | ○       | ○        | ×        | -        | ○       | ○        | ○       | ×        | ○        | ×        | 可 決  |
| 議案第5号             | ○       | ○        | ×        | -        | ○       | ○        | ○       | ×        | ○        | ×        | 修正可決 |

※○＝賛成、×＝反対 ※議長（牧山龍雄）は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

## 第2回定例会 討論

### 議案第3号 河内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例

※職員から通勤用自動車の駐車場所使用料として、1台あたり月額250円を徴収することについて

#### 反対討論

##### ■ 高橋 稔 議員

行政財産である役場敷地に、職員が無償で駐車することは目的外使用となっているが、利便性が異なる舗装された駐車場所と、碎石敷の駐車場所、どちらを利用しても一律250円であることは職員間で不公平が生じるのではないかと。

さらに、1台あたり250円とは、1日10円と破格の料金設定であり、町民の理解を得られないのではないかと。近隣市町村では最低でも月額500円、場所によっては2,000円～3,000円のところもある。

また、現在、新庁舎検討委員会において庁舎の建て替え等が議論されており、不公平感のない整備された駐車場所が確保されてから利用料金を徴収するべきと考えるので、この案には反対である。

##### ■ 宮本 秀樹 議員

私は月額250円は高過ぎると考えている。すでに駐車料金を徴収している近隣市町村もあるが、稲敷市は河内町と同様に徴収しておらず、稲敷市の決定があつてから河内町もそれに踏み切れればいいと考えるので、この案には反対である。

## 第2回 定例会 質疑

議案第5号 令和5年度河内町一般会計補正予算(第2号)

※産業観光交流拠点施設(かわち夢楽)改修工事について

### Q 高橋 稔 議員

かわち夢楽のプレオープンから1年経過したが、利用者からは厳しい意見があり、直売所やサイクルステーションの利用者が少ないなど、安定した経営状況とは言えない状況である。改修工事を行うメリットや、利用客の増加をどの程度見込んでいるのか。

### A まちづくり推進課長

大きく分けて**4つの改修工事**を予定しているが、それぞれの工事によるメリットは次のとおりである。

- ①加工所の改修、販売レイアウトの変更により、新たな惣菜ものなどの調理・販売が可能となること。
- ②下屋の拡張工事により、貸自転車の夜間の収納場所が確保されること、また冬場の西日対策になること。
- ③展望テラスと外階段部分へのひさし設置により、天候に左右されず、展望テラス及びカフェを利用できること。
- ④太陽光発電パネルの設置により、電気料金の軽減に繋がること。

これらの工事により利用客がどの程度増えるかの試算について、詳細な数字は今のところ申し上げられないが、利用者や関係者の意見・要望を反映した工事であるため、利便性が向上すれば利用客の増加にもつながっていくと考えている。

### Q 高橋 稔 議員

かわち夢楽のマネージャーや店長の意見・要望はどの程度工事に反映されているか。

### A 町長

この改修工事計画時は、マネージャーが就任してから間もない時期だったため、工事内容については出荷者等の意見を聞きながら検討したものである。

現在、マネージャーや店長とは、月に1回の意見交換などにより双方の要望について意思疎通を図っている。また、他の施設見学を行うなど必要な対策を考えている。

今後については、経営ノウハウのある方の公募や、コンサルタント会社を入れて商品開発をするなど、グランドオープンに向けて進めていきたい。

#### 訂正とお詫び

前号(70号)に誤りがありましたので、訂正し、お詫び申し上げます。

(裏表紙) 議会事務局電話番号(内線番号) (誤) 内戦211 → (正) 内線201



# 一般質問

令和5年第2回定例会において、3名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



山本 豊  
議員

## かわち夢楽について

議員 年間の利用者数はどれくらいか。

### まちづくり推進課長

昨年4月のリニューアルオープンから3月末までの農産物等直売所のレジ通過人数は約2万7,400人、1日平均、平日約73人、休日等約127人、イベント等約209人。施設の利用状況、レンタサイクル貸出し台数105台、キッチンカー等の駐車場利用84件。

流を促進する目的で設立した協議会に所属し、毎月定期的に役員会が開かれ、イベント等の開催案の協議、役員相互の情報交換と親睦を図りながら活発な意見交換が行われている。

今後もお客様が求める新鮮で安全な農産物等を提供していくために、生産技術等の向上を図る研修会や品質の高い農産物、加工品等の出荷に向けた活動にも取り組み、町も出荷者との連携強化にも努めていく。

議員 今後の施設運営の計画等にどう伺うか。

### まちづくり推進課長

秋頃のグラウンドオープンに向けて準備を進めている。現在建築中の観光情報発信交流施設は、飲食を通じて町民や観光客のにぎわいづくりの創出をコンセプトに、交流人口や観光人口の拡大、地域雇用の創出、野菜や米の地場産品の活用など様々な役割を持った地域経済の活性化を目的としている。

建設事業費は、2か年の継続費事業として5億9,950万円、財源

は、元利償還金70%が交付税措置の過疎対策事業債と一般財源で措置する30%を施設の運営事業者より建物の耐用年数を基に算定した賃貸借料相当額の支払いを受ける予定。施設運営に関わる人件費や維持管理費なども、町の負担はなく民間事業者の活力とノウハウを取り入れることで施設全体の相乗効果を期待。

農産物等直売所とサイクルステーションの本体工事は1億1,440万円。このほか付随の主なもの、委託料や備品購入費、外構工事などを含め合計約1億5,600万円。地方創生臨時交付金の充当事業として1億1,231万5,000円が充当額であり、町の財政負担の軽減も図られた事業と考えている。

施設の改善策として、補正予算案に施設改修工事費として8,669万1,000円を上げ。改修工事の主な内容は、1、加工所への改修工事と販売レイアウトを変更し、サイクルステーション側へ売場を拡張。2、1階の既存の下屋部分へ透明な折板ぶきの屋根を拡張。3、2階の展望テラスへ開閉式のひさしを設置し、日よけや雨よけ対策を行



う。4、施設の屋根に太陽光発電パネルを設置し、環境への配慮に加え電気料金を低減させる。

利用者や関係者の御意見、御要望を反映させ、農家の方や生産者の方に生産や出荷を通じてやりがいや生きがいを感じていただくためにも継続的な取組の強化や拡充が必要であると考えている。地域の特産品や加工品など地域の特色を反映した商品の充実、消費者のニーズに合わせた多様な品ぞろえの提供にも取り組み、SNSやホームページを活用した情報発信、広告の幅広い展開など、イベントや催事を開催し、消費者と生産者がコミュニケーションを図ることで地域の交流にもつなげる。地域全体の魅力をアピールし、地域の農業振興や地域経済の発展のためにも引き続き取り組んでいく。



## 公共施設の利用状況について

**議員** 中央公民館、農村環境改善センター、つつみ会館の利用者数の現状を伺う。

### 教育委員会事務局長

令和4年度の利用者数、中央公民館は延べ人数6,574人、主に生涯学習に関する団体等が利用。農村環境改善センターは延べ人数2,914人、主に芸術文化活動の団体等や講演会などで利用。

### 町民課長

つつみ会館は、窓口での証明書発行者数、各種税金、水道料、保育料等の収納者数、施設利用者数を合計した来館者、延べ人数3,323名。

**議員** 総合グラウンド、トレーニングセンター、テニスコートの利用者数を伺う。

### 教育委員会事務局長

令和4年度の利用者数、多目的野

球場延べ人数6,969人。農業者トレーニングセンター延べ人数1万2,236人。テニスコート延べ人数960人。主な利用者はスポーツ少年団やスポーツ協会加盟団体等。

**議員** 中央公民館、(仮称)みすほスポーツ施設、つつみ会館、旧河内中学校、旧生板小学校の今後の利用整備計画等について伺う。

### 教育委員会事務局長

中央公民館は、1970年完成から50年余りが経過し、今年度解体予定。基本設計や実施設計を進め、令和6年度に新中央公民館を建設計画。利用者等の意見を大切にしたいと考えている。

みすほスポーツ施設は、旧みすほ小学校のグラウンドに多目的スポーツ施設として人工芝の施工を予定。令和6年度には照明設備の導入も計画。少年サッカー、フットサル、グラウンドゴルフ等のスポーツの場、ウォーキングや健康体操、ヨガなど健康維持、交流の場としての利用も可能にし、町民が多様な目的でいつでも利用ができるような施設整備を考えている。

### 町民課長

つつみ会館は、昭和63年に建設されてから35年が経過し、随時改修工事を行っている。現在、調理場及び食堂を改修。今後、電力会社点検指導によるキュービクルの交換工事、2階南側4部屋のリフォーム工事、屋上その他雨漏りによる防水工事、河川敷の運動公園改修工事等を予定。

### 企画財政課長

旧河内中学校は、新庁舎検討委員会为建设候補地の一つとして検討され、現時点でその他の利活用は保留。今後、新庁舎検討委員会からの報告内容を踏まえ、改めて検討が進められる。

旧生板小学校は、3月の定例会でリングロー株式会社への無償貸付を承認。7月からの使用開始に向けて調整を進めている。「おかえり集学校プロジェクト」として、借手のリングロー株式会社の強みであるIT機器や様々なプロジェクトを基に、IT交流施設として廃校に再び人々の集う場所として活用。全国15市町村でも同様の活用が図られており、当町でも地元でのスタッフの雇用や住民向けのスマホ・パソコン等の相談会



などを開催していくなど、地域活性化に貢献できる施設として活用予定。

**議員** 中央公民館、みずほスポーツ施設、つづみ会館の建設費等に  
ご意向を。

### 教育委員会事務局長

新中央公民館の建設費等は今後決定されるが、財源は、過疎対策事業債を活用予定。

みずほスポーツ施設の建設費2億2,660万円。財源は、スポーツ振興くじ助成金が約3,800万円、助成金を差し引いた額が過疎対策事業債の対象。過疎対策事業債の元利償還金の7割程度が交付税措置予定。

### 町民課長

現在実施中の厨房・食堂改築工事は、令和5年度当初予算3,000万円、財源は全額、公共施設整備基金。



佐川 洋司  
議員

新型コロナウイルス感染症による副反応・後遺症の深刻な実情と問題点について及び多岐に亘る副反応・後遺症の症例に応じた支援体制の必要性について

**議員** 接種券配布を中止して接種希望者に接種券を取りに来てもらう形や子供の接種券の配布を中止している市町村も出てきており、町でもワクチン接種による被害の実情を把握し、被害者の救済のために接種後の健康状態についてのアンケート調査を行うべきではないか。

### 危機管理監

市町村は国が示した新型コロナウイルスに対するガイドラインに沿っ

た住民の安心安全を守るための連携を図り、令和2年1月15日に国内初のコロナ陽性者が確認されて以来、国及び県が主体となって対策を進めてきた。住民もマスクの着用、手指消毒や手洗い、3密の回避、緊急事態宣言等のできる限りの个人防护を行ってきた。ファイザーやモデルナワクチンが日本に供給されたことで守りから攻める姿勢に転じ、国が副反応等を公表したことを含めて国の責任の下、自治体が国民と一体になってコロナに立ち向かい、有事から平時に現在に至ったものと考え

町役場職員がコロナに感染しクラスタとなった場合、町民サービスが著しく損なわれ有事となってしまうが、防災グループでは安全管理、リスクマネジメントの部分で、令和2年4月に河内町役場新型コロナ感染症予防対策マニュアルを作成、職員周知を行った。昨年は町民参加型で大規模水害発生時の広域避難訓練を行い、国からのガイドラインに沿って、避難所のレイアウトなどでコロナ対策を行いながら町民の安心安全を図った。

危機管理、クライシスマネジメントとして、新型コロナウイルス感染者の発生を想定し、ホットゾーンの消毒要領、感染防護として町の備蓄品であるタイベックスーツ、感染防護衣の着装訓練や消毒訓練、新型コロナウイルス感染症の知識とゾーニング、消毒要領など防疫に関する勉強会も職員向けに実施。新型コロナウイルスに感染し食料の確保が困難となった御家庭に対し、1人5日分の食糧支援を計42件、138人に行った。町として予期せぬ事態、危機的狀態に対処できる準備や対応をこれからも行っていく。

### 町民課長

新型コロナウイルスワクチン接種体制の基本設計は、国の指示の下、都道府県の協力により市町村において予防接種を実施するとあり、現在も接種を希望する数多くの町民のために実施している。ワクチン接種後、副反応を伴う症状で医療機関を受診したい場合、御自身が接種を受けた医療機関やかかりつけ医を受診し、接種後の症状からより専門的な対応が必要であると判断された場合、総





合的な診療が可能な医療機関を紹介しており、茨城県では13の医療機関で対応可能。予防接種により健康被害が生じたと認定されたときは、予防接種法に基づき医療費や障害年金等の救済が受けられる。

接種券配布の中止は、国、県からの指示もなく、他市町村による接種券配布中止の確認も取れていない。5歳から11歳の子供に対する接種券は申込み制の自治体は確認している。新型コロナウイルスを無料で接種できる期間が延長され、今まで同様、国、県、町が発信するワクチンの有効性、安全性などに関する情報等を確認し、期待されるメリットと副反応などのデメリットを知った上で、御本人、御家族及び保護者の意思で接種を受けるか受けないかは判断していただきたい。



諸岡 周示  
議員

### 空き家対策について

**議員** 現在、町ではどこまで空き家・空き地に対して把握、対策しているのか。また、対策を進める中での問題は何か。

#### 都市整備課長

現在、都市整備課で行っている空き家対策は、管理不足による廃墟化や雑草の繁殖など、近隣に悪影響のある土地・家屋の所有者、管理者に適正な管理をお願いしている。令和元年4月の河内町空家対策計画の策定時に約250件を調査したところ、空き家件数65件。随時、連絡のあった場所は現地を確認し、空き家と認められる家屋を1年に一度現地調査を行っている。現在、空家台帳上104件空き家等、うち管理が不全なもの70件。適正管理を令和3年

度86件、令和4年度28件に通知。

問題点、作業を進める上での課題は、所有者・相続者の特定、課税台帳上、課税保留となっている物件など、相続調査がかなり負担。

**議員** 令和3年8月に空き家対策の協議会が開かれたが、その後、協議会が行われていないのはなぜか。

#### 都市整備課長

空家対策協議会の開催は、コロナ禍の影響もあり、令和3年8月に開催しただけになっている。現行の河内町空家対策の計画期間は今年度までのため、現在、更新作業を進めている。空家対策協議会は、年度内に2回ほど開催を予定。

**議員** 今後、特定空き家と認定して、固定資産税の優遇措置を解除し、税を増やしてはどうか。都市整備課だけでなく税務課や町民課等と連携し、一つの専従チームをつくり、専門職を置いた対策が必要ではないか。

#### 都市整備課長

問題点として、課税保留者など所有者が不明、相続放棄している物件

に対しての相続権者の洗い出しにかなり時間がかかり、苦慮している。私有財産に関する問題のため行政としての対応が難しいが、都市整備課で行う空き家対策は、きちんと管理されていない家屋や土地の所有者に適正な管理をしていただくことをお願いしている。

特別措置法の一部改正は、特定空き家を認定し、固定資産税の優遇措置解除などは、都市整備課だけでは対応も難しい。世帯状況を把握している町民課、固定資産税を賦課している税務課、定住促進を扱っている企画財政課などの関係各課の連携はとても重要なことであり、必要と考える。

#### 町長

空き家・空き地は、近隣の住民にとっても非常に危険度も増し、住みづらいことが実情でもあると思う。やはり所有者の方が土地建物に対する管理意識を持っていたことが第一歩である。独り暮らしの方が200人近くおり、今後、空き家になってしまいうこともあるため、早めに対応していく必要があると思われる。

専従チームについては今、四つの課に分かれている、様々な問題等を一つに合わせるのには、どの課、ど



ういう人が一番ふさわしいのかを模索し、早急に考えていきたい。空き家は個人の財産であり、勝手に今の段階では壊すことも売ることも貸すこともできないため、所有者の管理意識を促進し、早めに情報収集を進め、専従チームをつくることや補助金を出すことが一番だとは思っている。

**議員** 定住促進事業について、町では最大80万円の補助事業を進め、今年4月に移住者プラス住宅取得者に対して最大180万円の補助事業を始めたが、どのくらいの問合せ、申込みが来ているのか。

### 企画財政課長

定住促進事業は、地域の人口減少や過疎化などに伴い空き家等が増えている地域において、流入人口の増加を含めた定住を促進することを目的に、全国の市町村で様々な取組が行われている。当町の定住化対策は、これまでも各担当課の施策として、子育て世代の将来的な定住化を目的とした子育て支援住宅の建設、子育て支援補助制度、保育料の無償化、学校給食の無償化など、子育て世代への支援を通して町への定住化促進を進めている。

定住促進事業は定住・移住希望者の促進に加え、空き家の有効活用を目的に、令和3年10月に定住促進事業補助金制度及び河内町空き家登録制度として新たに設定。定住促進事業補助制度は、移住者を含め、現時点で当町在住の方に対しても引き続き当町に定住していただくことを目的としている制度。新築または中古住宅を取得し、当町に居住実態を有することで最大80万円の補助金が受けられる。制度の運用から約1年半で42件、世帯員数142人。そのうち他市町村から転入世帯13件、世帯員数35人。今年度から県と共同で実施する移住支援事業と併せ、条件が整った場合は最大で180万円の補助が受けられることから、定住対策としての効果につながればと考えている。

**議員** 定住促進をするには、働く環境、雇用を促進するための相談や子育て支援に対して分かりやすく紹介することが大事ではないか。また、対応の仕方などにももう少し工夫を凝らす必要があるのではないか。

### 企画財政課長

今年4月から移住を希望される

方々を対象に、町の情報提供を目的としたポータルサイトを町ホームページ内に作成し公開。移住者向けのポータルサイトには、暮らし、手続、環境をテーマに、町勢要覧をはじめ子育て支援事業、定住支援事業、各種行政手続等に関する情報を掲載。移住希望者の多くは、ホームページやSNSを活用して情報を収集、移住支援等の比較検討を行っているため、民間事業者の運営する移住者向けの専用サイトにもリンクすることで広く周知を図っている。公開から2か月間で約2,100回のアクセス数があり、河内町への移住希望者の増加につながればと考えている。

働く環境や雇用促進は、起業家支援として事業所や事務所等の新設・増設に伴う固定資産税等の一定期間の課税減免、農業・商工業支援として新たなブランド商品の開発等に伴う事業費補助制度を紹介しているが、移住者向けの直接的な雇用等に関する情報掲載はしていない。就労・雇用に関する情報は重要な条件の一つと考えられることから、掲載していく内容や制度の整備も含め、関係機関や所管する担当課とも協議しながら随時対応していきたい。

## 区長会について

**議員** かなり人口も減少しており、行政区の見直しについて検討の必要性があるのではないか。現在、町ではどうまで対応しているのか。

### 総務課長

行政区は町の区設置規則で設置及び運営について定められており、現在72区が設置。地区別では、生板地区29区、源清田地区20区、長竿地区11区、金江津地区12区。戸数は区により異なるが、特に生板地区や源清田地区では比較的小規模の区が設置。

各区は主に旧集落を主体とした地域の自主組織として運営され、特に小規模な区では人口の減少や少子高齢化等の影響により、区長の交代や区の行事などを含め運営が困難になっていることも課題であると認識している。こうした区の現状を踏まえ、昨年度、町長から区の再編に向けた検討の指示を受け、9月に区の統合における意向調査を全ての区長に実施。今年5月の区長会議でも、他の区との統合の相談や連絡を各区長に改めてお願いしている。





総務経済委員会

6月8日 竜ヶ崎工事事務所訪問

町内の県道整備の進捗状況及び今後の予定、新利根川流域におけるナガイツルノゲイトウ対策等を伺ってききました。



空港対策特別委員会

6月9日 成田空港に関する状況と諸課題について

町都市整備課、成田空港株式会社に出席を求め、防音工事の進捗状況等について説明を受けました。



令和5年度

議会報告会を開催しました

7月2日(日)農村環境改善センターにて河内町議会報告会を開催し、21名の参加をいただきました。報告会では、第1部で議会の仕組み、予算審査特別委員会、各常任委員会からの報告、第2部では意見交換を行いました。報告内容での質問、意見交換においての様々なご意見を町民の皆様からいただきました。

参加者の方からのアンケートを一部ご紹介いたします。

皆さまの貴重なご意見ありがとうございました。今後より開かれた議会を目指し、議会報告会を開催していきます。

ご参加ありがとうございました。

ご参加ありがとうございました。

- ・とても参考になった。もっと沢山の方に参加してほしい
- ・勉強になった。町の発展のために尽くしてほしい
- ・議会の話と町執行部の話がごちゃごちゃで分かりにくい内容だった
- ・参加者が少ないのが残念。若い方にも参加してほしい
- ・個別ブースを設けて意見交換ができるようにしてほしい
- ・年2～3回と回数を増やして開催してほしい



石川県珠洲市に災害支援金を送金しました

令和5年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。河内町議会では平成30年1月に珠洲市で行政視察を行っており、災害支援金5万円を河内町議会議員会より送金しました。

取手市に災害支援寄付金を送金しました

令和5年6月2日に発生した台風2号により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

取手市双葉地区では床上浸水被害が多数発生しました。河内町議会議員会では取手市議会へ災害支援寄付金10万円を送金しました。





# 議会を**傍聴**して みませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。  
定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。  
詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。  
※役場庁舎1階ロビーまたは2階会議室のモニターでもご覧いただけます。

☎ 0297-84-2111 内線 201

## ■ 会議録

町ホームページよりご覧になれます。



※会議録は公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもございます。

## ■ You Tube 河内町議会チャンネル

令和5年第1回定例会から録画配信が始まりました



チャンネル登録  
お願いします

## ◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和5年5月から令和5年7月

| *** 5月 *** |   |
|------------|---|
| 9日         | スポーツ協会総会  |
| 10日        | 議員研修会   |
| 12日        | 街頭キャンペーン  |
| 15日        | ドリームフェスティバル実行委員会  |
| 17日        | 議員研修会   |
| 18日        | 県町村会決算監査  |
| 19日        | 新庁舎検討委員会  |
| 22日        | 県議長会定例会   |
| 23日        | 町民ゴルフ大会   |
| 25日        | 町商工会通常総会<br>例月出納検査  |
| 26日        | シニアクラブ総会<br>議会運営委員会<br>龍ヶ崎地方衛生組合全員協議会                                   |
| 28日        | 首都圏中央連絡自動車道（久喜白岡JCT～幸手IC）四車線化工事完成式典                                     |
| 30日        | 県南町村議会議長会<br>市町村長・市町村議会議長会議<br>稲敷地方広域市町村圏事務組合全員協議会<br>稲敷地方広域市町村圏事務組合臨時会 |
| 31日        | 龍ヶ崎地方塵芥処理組合議員説明会<br>龍ヶ崎地方塵芥処理組合臨時会                                      |

| *** 6月 *** |                       |
|------------|-----------------------|
| 8日         | 第2回定例会開会<br>総務経済委員会視察 |
| 9日         | 空港対策特別委員会<br>全員協議会    |
| 10～11日     | 消防団幹部視察研修             |
| 15日        | 第2回定例会閉会              |
| 19日        | 認定農業者協議会定例総会          |
| 22日        | 学校給食運営委員会<br>議員研修会    |
| 26日        | 例月出納検査                |
| 29日        | 龍ヶ崎地方衛生組合臨時会          |

| *** 7月 *** |                              |
|------------|------------------------------|
| 2日         | 議会報告会                        |
| 9日         | 青少年育成河内町民会議総会                |
| 11日        | 令和4年度決算監査<br>原水爆禁止国民平和大行進    |
| 13日        | 龍ヶ崎地区防犯協会理事会・評議員会<br>県南町村会総会 |
| 18日        | 牛久沼運営協議会                     |
| 19日        | 議員研修会                        |
| 21日        | 新庁舎検討委員会                     |
| 24日        | 街頭キャンペーン<br>まち・ひと・しごと創生有識者会議 |
| 25日        | 例月出納検査                       |